

立命館守山中学校 生徒指導内規

(目的)

第1条 この内規は、学校教育法および学校教育法施行規則に基づく学則第39条および第40条によって、本校生徒に教育上必要と認めるとき、懲戒、特別な指導および出席停止を行うための手続を定めたものである。

(定義)

第2条 この内規に定める懲戒とは、退学および訓告処分とする。

- 2 この内規に定める特別な指導とは、生徒の教育を受ける権利を保障し、教育的配慮をもって、保護者と共通認識をはかりつつ、本校における生徒の本分を全うさせる観点から行う措置とする。
- 3 この内規に定める出席停止とは、学校の秩序を維持し、他の生徒の教育を受ける権利を保障する観点から行う措置とする。

(退学)

第3条 学則第39条に基づき、次の各号のいずれかに該当する生徒に対しては、退学を命じる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
ただし、性行不良の事案は回数ではなく内容による。
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(訓告)

第4条 学則第39条に基づき、次の各号のいずれかに該当する生徒に対しては、訓告を命じる。

- (1) 特別な指導を繰り返し行っても、改善されない者
 - (2) 社会的法令違反で、その程度が重度と判断される行為を行った者
 - (3) その他訓告処分が相当と判断される行為を行った者
- 2 訓告は、保護者による同意があったときは、半日以上の個別指導を実施できる。

(懲戒処分の手続き)

第5条 校長は、懲戒処分を決定するにあたり、生徒および保護者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

- 2 校長は、生徒および保護者に対して、決定した懲戒処分の内容を通告する。
- 3 前項の通告は、生徒および保護者に対して、書面を交付して行う。
- 4 懲戒処分は、校長が処分を決定した日から発効する。
- 5 懲戒処分は、その内容を指導要録に記載する。

(特別な指導)

第6条 学則第39条に基づき、次の各号のいずれかに該当する行為を行った生徒に対しては、保護者同席のもと、校長、副校長、教頭または主幹による特別な指導を行う。

- (1) 過度の授業妨害や迷惑行為
- (2) 故意による学校の施設設備、備品の破損・汚損
- (3) 過度の誹謗中傷行為
- (4) 試験における不正行為（試験返却時を含む）
- (5) 暴力的行為
- (6) 個人に対する人権侵害行為
- (7) その他社会的法令違反行為

- 2 第1項の特別な指導の実施は、校長が決定する。
- 3 第1項の事実認定は生徒部を経て、校長が決定する。ただし、第1項第4号の事実認定は教務部を経て、校長が決定する。
- 4 第1項の言い渡しは、校長、副校長、教頭または主幹が行う。ただし、第1項第4号の言い渡しは、生徒部が行う。
- 5 学則第39条に基づき、次の各号のいずれかに該当する行為を行った生徒に対しては、生徒部主任または学年主任による特別な指導を行う。
 - (1) 欠席・早退・遅刻等著しい怠学行為
 - (2) 所持品・服装・頭髪などの過度のルール違反
 - (3) 喧嘩や悪ふざけなどに伴う軽微な暴力的行為
 - (4) 嫌がらせ・悪口などの行為
 - (5) 教職員に対する暴言・指導にしたがわない行為
 - (6) その他、特別な指導が妥当と判断する行為
- 6 前項の特別な指導の実施は、校長が決定する。
- 7 第5項の事実認定は生徒部が行い、校長が決定する。
- 8 第5項の言い渡しは、内容の別を判断し、生徒部主任または学年主任のいずれかが行う。
- 9 特別な指導は、保護者による同意があったときは、半日以上の個別指導を実施できる。
- 10 特別な指導を繰り返して行うときは、言い渡しの役職者を一段階上げて指導を行うことができる。

(出席停止)

第7条 学則第40条に基づき、他の生徒の修学に著しく妨げがあると認める生徒があるときは、校長は、総長の了承を得て、その保護者に対して、当該生徒の出席停止を命じることができる。

- 2 出席停止は、その内容を指導要録に記録する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、運営委員会を経て、校長が決定する。

附則

この内規は、2020年4月1日に施行する。